

各 位

令和 7 年 佐賀関大規模火災義援金について（お知らせ）

当所では、被災地の復旧・復興に向け、力強く支援をしていきたいと考え、「令和 7 年佐賀関大規模火災義援金」を受付しております。

この度、大分銀行様のご協力によりまして、「振込手数料免除」となりましたので、お知らせします。

大分商工会議所

記

（義援金送金要領）

- 1 義援金額 1 口 5 千円とし、希望口数
※寄付金税制上、本義援金は「一般寄付金」の取扱い
※損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められています
※義援金（寄付金）は会費と同じく、消費税課税対象外の取引となります
- 2 振込先 <振込先> （義援金専用口座）
大分銀行 本店 普通預金 7 6 8 4 1 9 4
大分商工会議所 会頭 吉村 恭彰
- 3 振込手数料 大分銀行本・支店窓口によるお振込みの場合、免除となります。ATMによるお振込みは除きます。

以上

【本件担当】総務課 宮崎・野村・森崎・波多野・下ノ村 電話 097-536-3131
東部経営相談センター 電話 097-521-1131